

競争入札設計図書等に関する回答書

令和8年5月14日

福島県県南建設事務所長 杉原 雅人

工事（委託業務）番号	第26-41330-0061号
工事（委託業務）名	道路橋りょう改良（交安）工事（橋梁上部）
質 問 事 項	
<p>1. 配置技術者について</p> <p>①. 工事では、工場製作時の技術者と架設工事の技術者で別の技術者を配置する事が可能でしょうか。その場合、（様式6号、7号）配置予定技術者の技術力（実績・経験等）に記載する技術者は、架設工に配置する技術者のみと考えるよろしいでしょうか。</p> <p>②. 工場製作時の技術者と架設工事の技術者で別の技術者配置が可能な場合、工場製作時に配置する技術者は、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制の下で製作を行うことが可能である場合は、他工事との兼務可能と考えるよろしいでしょうか。</p> <p>③. 架設工以降に配置する技術者は架設工事着手時に専任が可能であれば、現在他工事に従事中でも申請可能であると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>2. 諸々の状況等によって工期内での完成が難しい場合には、工期延長の協議変更は可能でしょうか。</p> <p>3. 昨今の経済環境より資材価格等の変動が著しく高騰した場合には協議変更の対象になりますでしょうか。</p> <p>4. 架設計画図（参考図）に敷鉄板を必要に応じ養生すると記載されておりますが、搬入路及び架設箇所敷鉄板等養生設備が必要な場合には、設計変更の協議対象となりますでしょうか。</p> <p>5. 架設計画図（参考図）で示される架設時の運搬車両搬入内ヤード付近にゴミ置き場があります。作業時には安全に配慮し移動される考えはありますか。 また、搬入車両の旋回に必要なヤードは確保されておりますでしょうか。</p>	
回 答 事 項	

1. 配置技術者について

①本工事では、工場制作時の技術者と架設工事の技術者で別の技術者を配置することは可能です。様式6号、7号に記載する技術者については、ご認識のとおりです。

②ご認識のとおりです。

③ご認識のとおりです。

なお、配置予定技術者については、入札説明書13その他(5)配置予定の技術者についてをご参照ください。

2. 福島県工事請負契約約款の規定に基づき、協議対象といたします。

3. 福島県工事請負契約約款の規定に基づき、協議対象といたします。

4. 現場施工条件の精査結果に応じ、必要な敷鉄板に係る費用については、福島県工事請負契約約款の規定に基づき、設計変更の協議対象といたします。

5. ゴミ置き場の移動については、安全な施工を行うため、必要となる場合には、管理者と協議して決定してまいります。また、搬入車両の旋回に必要なヤードについては確保できないため、後退での退出となります。